

食品の原産地に関する情報提供基準

徳島県

この基準は、徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成27年徳島県条例第4号）第16条第2項及び第3項の規定に基づき、食品関連事業者及び飲食店営業者が行う「食品（その原材料として使用される農林水産物を含む）の原産地に関する情報の提供」に関し、必要な事項を定める。

1 対象となる食品

- (1) 食品関連事業者が消費者に販売する加工食品（国内製造）又は国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る）
- (2) 飲食店営業者が消費者に提供する食品

2 食品の原産地に関する情報

(1) 食品関連事業者

a 畜産物

国内で生産された畜産物（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第2号に規定する生鮮食品であって、別表第2に掲げる畜産物をいう。）の原産地に関し、食品関連事業者が消費者への提供に努める情報は、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名とする。

b 加工食品

加工食品の原材料の原産地に関し、食品関連事業者が消費者への提供に努める情報は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる事項のいずれかとする。

原材料の区分		提供に努める情報
生 鮮 食 品	国内で生産された農産物	①都道府県名その他一般に知られている地名 ②市町村名（食品表示基準別表第15の2農産物漬物及び3野菜冷凍食品の原材料に限る。）
	国内で生産された畜産物	①主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
	国内で生産された水産物	①生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名 ②主たる養殖場が属する市町村名（食品表示基準別表第15の2農産物漬物の水産物、4うなぎ加工品のうなぎ及び6おにぎりののりの原材料に限る。）
国内で製造された加工食品		①製造地を表示する場合は、製造された都道府県名その他一般に知られている地名 ②①の表示に代えて、当該原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称及びその原産地を表示する場合は、本表上記生鮮食品に準じた原産地

(2) 飲食店営業者

提供する食品の原産地（原材料の原産地を含む。以下同じ。）に関し、飲食店営業者が消費者への提供に努める情報は、上記2（1）bに掲げる加工食品に準ずる。

3 情報提供の方法

(1) 食品関連事業者

食品関連事業者は、次の①から⑥のいずれかの方法で食品の原産地に関する情報の提供を行うものとする。

- ① 食品表示基準等で定める表示の方法
- ② 容器包装の見やすい箇所に表示する方法
- ③ 陳列された食品に近接する場所に掲示する方法
- ④ 店舗内において消費者に見やすいように一括して掲示する方法
- ⑤ インターネットを利用する方法
- ⑥ ①から⑤のほか、消費者が分かりやすい方法

(2) 飲食店営業者

a 表示の方法

飲食店営業者は、次の①から④のいずれかの方法で食品の原産地を表示する。

- ① 各メニューに原材料の原産地を表示する方法
- ② 原材料ごとにまとめて原産地を表示する方法
- ③ メニューのジャンルごとに原材料をまとめて原産地を表示する方法
- ④ ①から③のほか、消費者が分かりやすい方法で表示する

b 表示の場所

飲食店営業者は、次の①から④のいずれかの場所において食品の原産地を表示する。

- ① メニューブック、卓上メニュー、又はメニューサンプルに近接する場所
- ② 店舗内の消費者に見やすい場所（一括して表示）
- ③ ホームページへの掲載
- ④ ①から③のほか、消費者が分かりやすい場所

4 情報提供の特例

食品関連事業者及び飲食店営業者は、食品の生産、製造、加工、流通又は調理の状況、食品の原材料の性質等を勘案し、食品の原産地に関する情報の提供が困難であると認められる特別の事由があるときは、この基準によらないことができる。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。